

議案第52号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の

改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|-----------|--|---------------------------------------|-----------|--|--|
| 別表（第2条関係） | | | 別表（第2条関係） | | |
| 事 | 務 | 市町村等 | 事 | 務 | 市町村等 |
| 1～8 略 | | | 1～8 略 | | |
| 8の2 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略 | 鳥取市、境港市、 <u>八頭郡の町</u> 並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町 | 8の2 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略 | 鳥取市、境港市、 <u>八頭郡智頭町</u> 及び <u>八頭町</u> 並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町 |
| 8の3 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略 | 鳥取市、境港市、 <u>八頭郡の町</u> 並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町 | 8の3 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略 | 鳥取市、境港市、 <u>八頭郡智頭町</u> 及び <u>八頭町</u> 並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町 |

| | |
|---|---------------------------------------|
| 8の4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（3） 略 | 鳥取市、境港市、 <u>八頭郡の町</u> 並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町 |
| 9～24の5 略 | |
| 24の6 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1） 第15条の2第1項の規定による農用地区域内における開発行為の許可 （2） 第15条の2第6項の規定による農業会議の意見の聴取 （3） 第15条の3の規定による開発行為の中止の命令及び復旧に必要な行為をすべき旨の命令 （4） 第15条の4第1項の規定による必要な措置の勧告 （5） 第15条の4第2項の規定による勧告に従わない旨及び勧告の内容の公表 | 西伯郡伯耆町 |
| 24の7 略 | |

| | |
|---|--|
| 8の4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（3） 略 | 鳥取市、境港市、 <u>八頭郡智頭町</u> 及び <u>八頭町</u> 並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町 |
| 9～24の5 略 | |
| 24の6 略 | |

| |
|---------|
| 24の8 略 |
| 25～48 略 |

| |
|---------|
| 24の7 略 |
| 25～48 略 |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表8の2の項から8の4の項まで及び24の6の項に掲げる許可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に知事又はその委任を受けた者がした移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する町のした移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者がする移譲事務についても、同様とする。